

平成29年度

中小企業組合検定試験

・12月3日(日)

1組合1組合士

組合の明日を拓く組合士

検定試験を
受けて
組合士に
なろう!!



受験資格／特になし

ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。

試験科目／組合会計 組合制度 組合運営

試験日／平成29年12月3日(日)

試験地／21都市

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇

願書受付期間／平成29年9月1日(金)～10月13日(金)

受験料／5,000円 (一部科目免除者は3,000円)

お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会
または、全国中小企業団体中央会 (TEL.03-3523-4907)
までお問い合わせください。

組合士

検索

中小企業組合検定試験制度のあらまし

中小企業組合検定試験制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しています。本制度は、中小企業組合（中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法等に基づき設立された組合及びその連合会をいう。以下「組合」という）の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という）が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験を行い、その合否を決定し、公表しています。

また、試験に合格した方の中から、組合及びこれに準ずる機関において一定の実務経験を有する方に対し**中小企業組合士**の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展を図ろうとするものです（中小企業組合士制度）。現在、中小企業組合士の称号を持っている方は3,041名（平成29年6月1日現在）で、それぞれの分野で活躍されています。

また、29都道府県に中小企業組合士協会が設立され、同じ地域の中小企業組合士が互いに情報交換や研修会等を活発に行っているほか、これら各中小企業組合士協会が組織する全国中小企業組合士協会連合会が設立されています。

中小企業組合士制度のねらい

◎中小企業の発展のために

中小企業組合は、中小企業の経営を強化するために必要な連携組織体です。

◎組合活性化のために「1組合1組合士！～組合のあしたを拓く組合士～」

中小企業組合の発展には、組合事務局の機能強化が必要です。そのためには、中小企業組合士が果たす役割が重要です。

◎組合の力をさらに伸ばすために…

中小企業組合が、多様化する時代の要請に応じて活発な事業活動を展開していくためには優れた人材が不可欠です。

◎組合従事者にプライドを…

中小企業組合に従事する人がプライドをもって組合活動に専念し、自己啓発を進めるための目標になります。

受験資格

受験資格は特にありません（中小企業組合士として認定されるには組合等での一定の実務経験が必要です）。

試験日

平成29年**12月3日**（日）

願書受付期間

平成29年**9月1日**（金）～**10月13日**（金）

受験料

5,000円（一部科目免除者は3,000円）

試験科目及び科目の免除

検定試験科目は、「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目となっていますが、一部の科目について合格点を得た場合には、その後に行われる試験においては受験者本人の申請により3年間はその科目の受験が免除されます。

試験地

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇の21都市

試験時間

- (1) 組合会計 10:00～12:00（2時間）
- (2) 組合制度 13:00～14:20（1時間20分）
- (3) 組合運営 14:40～16:00（1時間20分）

試験の方法

試験は、筆記試験とします。なお、「組合会計」に限って計算問題が出題されることがありますので、「そろばん」又は「卓上計算機（電卓）」（スマートフォン等の情報端末は不可）の持ち込みが許されます。

受験申込

受験を希望する場合は、所定の受験願書等に必要事項を記入のうえ受験料を添えて受付期間内に**受験者の住所又は勤務先組合等の所在する都道府県中小企業団体中央会**（以下「都道府県中央会」という）にお申し込み下さい。

都道府県中央会の住所、電話番号は後掲の一覧表でご確認下さい。

〔必要書類〕

1. **受験願書** 必ず本パンフレットにとじ込みのものを使用して下さい。
2. **受験票（ハガキ）**
受験票に住所氏名等を記入し、**必ず62円切手を貼付**して下さい。
3. **写真** 裏面に氏名を記入し、受験願書に貼付して下さい。
4. **試験結果通知用封筒**
市販の定型サイズの封筒に、受験者の住所・氏名を記入し、**必ず82円切手を貼付**して下さい。
5. **受験料**
必ず現金でお支払い下さい。受験願書の受付は都道府県中央会です。全国中央会では受付していません。

受験願書等記入上の注意

「受験願書」「受験票」に必要事項を記入するにあたっては、以下の注意事項をよく読んで間違いのないようにして下さい。

- (1) ※印の箇所には記入しないで下さい。
- (2) 文字は楷書体で判然と記入して下さい。氏名には必ず「ふりがな」を付けて下さい。
- (3) 氏名、現住所のほか、勤務先の名称、住所も記入して下さい。
- (4) 住所には、団地名、アパート名等までを詳細に記入して下さい。
- (5) 男女の別については該当するものを○で囲んで下さい。
- (6) 年齢は、申込時における満年齢を記入して下さい。
- (7) 勤務年数は、現在の勤務先での勤務年数を記入して下さい。(本部・支部等で異動があった場合は全て通算して下さい。1年に満たない場合は0年と記入して下さい。)
- (8) 最終学歴は、最後に卒業した学校名を記入して下さい。中学校卒業以上で旧制の場合は「旧制」と記入して下さい。
- (9) 免除申請科目欄は、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の試験において免除科目(合格科目)について、その科目に合格した年度を記入して下さい。
- (10) 受験地欄には、試験地として記載してある21都市の中から希望の都市名を1つ選んで記入して下さい。
- (11) 写真は、タテ4cm、ヨコ3cmの大きさ、無帽胸上半身が写っているもので、申込のときから3ヵ月以内に撮影したものを使用して下さい。
- (12) 受験票(ハガキ)には受験者の住所、氏名を詳細に記入し、必ず62円切手を貼付して下さい。
- (13) 一部科目免除者で、姓に変更があった方は、旧姓も記入して下さい。

合格者の発表

合格者の発表は、平成30年3月1日(木)に行います。なお、合格者の氏名等は、全国中央会及び受験願書を提出した都道府県中央会に掲示するとともに全国中央会編集、発行の月刊誌「中小企業と組合」3月号に掲載し、受験者本人にも直接通知いたします。

また、全国中央会ホームページに合格者の受験番号を掲示します。(http://www.chuokai.or.jp)

合格証書の授与

中小企業組合検定試験に合格した方には、合格証書を授与します。

認定証書等の授与

中小企業組合検定試験に合格し、中小企業組合又はこれに準ずる機関において3年以上の実務経験(過去の実務経験を含みます。)を有する方には、本人の申請により「中小企業組合士」の称号が与えられます(認定)。中小企業組合士の認定の有効期間は5年ですが、認定の更新をすることができます。なお、中小企業組合士に認定された方には、認定証書、組合士証、組合士章(バッジ)を授与します。

中小企業組合士の登録

中小企業組合士に認定された方は、全国中央会に備えつける中小企業組合士台帳に登録されます。

講習会の開催

都道府県中央会では、中小企業組合検定試験受験者のために講習会を開催しています。詳しくは最寄りの都道府県中央会にお問い合わせ下さい。

中小企業組合検定試験問題と解答

中小企業組合検定試験受験のための参考図書として、下記の冊子が発刊されております。

〈中小企業組合検定試験問題 問題と解答〉

発行：全国中小企業団体中央会

住所：〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル

TEL：03-3523-4901 FAX：03-3523-4909

<http://www.chuokai.or.jp/pub/pub.htm>

冊子の購入及び上記以外の参考図書等につきましては、全国中央会又は最寄りの都道府県中央会にお問い合わせ下さい。

〈秘密の厳守〉

受験願書等に記載されたお名前等の個人情報、中小企業組合検定試験制度及び中小企業組合士制度以外の目的に使用することはありません。また、本会では、本会ホームページに記載しております「個人情報保護方針」に従い、お預かりした個人情報を適切に管理してまいります。

中小企業組合検定試験科目内容

(組合会計)

項 目	細 目	内 容
簿記	簿記一巡の手続	複式簿記の原理、帳簿組織、組合特有の会計処理、決算原理
会計	中小企業等協同組合会計基準	総論、勘定科目、決算関係書類、予算関係書類、帳簿、管理会計
税務	組合関係税制	法人税法・所得税法・消費税法・租税特別措置法・地方税法、その他国税のうち組合会計に必要なもの

(組合制度)

項 目	細 目	内 容
中小企業組織論	中小企業論	中小企業の現状・特質・問題点・方向
	中小企業組合論	組織化の意義・目的・種類・機能
	組合制度史	わが国組合制度変遷史
中小企業基本法		中小企業施策の基本的方向
中小企業等協同組合法	事業協同組合	設立、事業、組合員、管理、解散及び清算
	事業協同小組合	〃
	企業組合	〃
	信用協同組合	〃
	中小企業団体中央会	目的、事業
中小企業団体の組織に関する法律	商工組合	設立要件、事業、組合員、管理、組織変更、解散及び清算
	協業組合	設立、事業、組合員、管理、解散及び清算
商店街振興組合法	商店街振興組合	設立、事業、組合員、管理、解散及び清算

(組合運営)

項 目	細 目	内 容
組合運営通論		組合運営上の基本的留意点、運営組織、事務管理、経営管理、財務管理
共同事業運営論		共同事業実施上の留意点
	経済事業	共同生産・加工事業、共同販売事業、共同受注事業、共同購買事業、共同運送事業、共同検査事業、共同金融事業、官公需共同受注事業、販売促進事業、共同宣伝事業
	非経済事業	共同試験研究事業、教育指導事業、情報提供事業、調査研究事業、組合(団体)協約締結事業、共済事業、共同労務管理事業
	協業事業	協業の意義、形態と機能、管理及び運営上の留意点
中小企業関係諸施策		経営革新・新連携対策、金融対策、下請企業及び官公需対策、商業・サービス業対策
労務管理・労働法通論		雇用管理、労働契約、労働条件管理、就業規則、労使関係と労務管理

過去3年間の出題内容

平成26年度

【組合会計】

- ①組合会計基準による監査制度（語群選択）
②継続性の原則（論文）
- ①会計学における用語解説（語群選択）
②取引の仕訳について（仕訳記述）
- ①税法について（語群選択）
②税務申告について（計算記述）
- 損益計算書（費用配賦表を含む）及び貸借対照表の完成、剰余金処分案の完成（計算記述）

【組合制度】

- ①中小企業組合の基本的役割（今日期待されている社会的役割）について（選択・論文）
②基準及び原則について（選択・論文）
- 中小企業基本法（語群選択）
- 法律解釈（選択・記述）
- 〃（二者択一）

【組合運営】

- 中小企業組合の収益管理について（論文）
- 組合の共同事業について（二者択一）
- 共同事業の運営について（二者択一）
- 中小企業施策等について（三（四）者択一）
- 労務管理・労働法について（三者択一）

平成27年度

【組合会計】

- ①（選択1）
組合会計基準による監査制度（語群選択）
①（選択2）
組合会計基準による決算関係書類（語群選択）
②明瞭性の原則（論文）
- ①会計学における用語解説（語群選択）
②取引の仕訳について（仕訳記述）
- ①税法について（語群選択）
②税務申告について（計算記述）
- 損益計算書（費用配賦表を含む）及び貸借対照表の完成、剰余金処分案の完成（計算記述）

【組合制度】

- ①中小企業等協同組合法の相互扶助の精神・目的について（選択・論文）
②中小企業組合における業務執行の仕組みについて（選択・論文）
- 中小企業基本法（語群選択）
- 法律解釈（選択・記述）
- 〃（二者択一）

【組合運営】

- 組合事務局のあり方について（論文）
- 組合の経済事業について（語群選択）
- 共同事業の運営について（二者択一）
- 中小企業施策等について（語群選択）
- 労務管理・労働法について（三者択一）

平成28年度

【組合会計】

- ①（選択1）
組合会計基準による監査制度（語群選択）
①（選択2）
組合会計基準による事業報告書と決算関係書類（語群選択）
②真实性の原則（論文）
- ①会計学における用語解説（語群選択）
②取引の仕訳について（仕訳記述）
- ①税法について（語群選択）
②税務申告について（計算記述）
- 損益計算書（費用配賦表を含む）、貸借対照表及び剰余金処分案の完成（計算記述）

【組合制度】

- ①中小企業組合の組合員の権利義務について（選択・論文）
②中小企業組合の政治的中立の原則について（選択・論文）
- 中小企業基本法（語群選択）
- 法律解釈（単語記述）
- 法律規定（二者択一）

【組合運営】

- ①中小企業組合の資本調達について（選択・論文）
②中小企業組合コンプライアンスのあり方について（選択・論文）
- 組合の共同事業について（語群選択）
- 共同事業の運営について（二者択一）
- 中小企業施策等について（四者択一）
- 労務管理・労働法について（三者択一）

(注) 選択・論文	出題された問題のうち1問を選択して論文記述するもの
選択・記述	出題された問題のうち選択して記述をするもの
単語記述	空欄に単語を記述するもの
語群選択	示された単語の中から正解を選択するもの
二者択一	問題の正誤を判断するもの
三者択一	3種類の正・誤の解答が示されており正解を選択するもの
四者択一	4種類の正・誤の解答が示されており正解を選択するもの
仕訳記述	仕訳と記述をするもの
計算記述	計算と記述をするもの

中小企業組合検定試験のお問合せ先は…

最寄りの中小企業団体中央会へどうぞ!

都道府県中央会連絡先一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道中小企業団体中央会	060-0001	札幌市中央区北1条西7 プレスト1.7内	011(231)1919
青森県中小企業団体中央会	030-0802	青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館内	017(777)2325
岩手県中小企業団体中央会	020-0878	盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸株式会社ビル内	019(624)1363
宮城県中小企業団体中央会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター内	022(222)5560
秋田県中小企業団体中央会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内	018(863)8701
山形県中小企業団体中央会	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル内	023(647)0360
福島県中小企業団体中央会	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま内	024(536)1261
茨城県中小企業団体中央会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内	029(224)8030
栃木県中小企業団体中央会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館内	028(635)2300
群馬県中小企業団体中央会	371-0026	前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内	027(232)4123
埼玉県中小企業団体中央会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ内	048(641)1315
千葉県中小企業団体中央会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル内	043(306)3281
東京都中小企業団体中央会	104-0061	中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館内	03(3542)0386
神奈川県中小企業団体中央会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター内	045(633)5131
新潟県中小企業団体中央会	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館内	025(267)1100
長野県中小企業団体中央会	380-0936	長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館内	026(228)1171
山梨県中小企業団体中央会	400-0035	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館内	055(237)3215
静岡県中小企業団体中央会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054(254)1511
愛知県中小企業団体中央会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)内	052(485)6811
岐阜県中小企業団体中央会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館内	058(277)1100
三重県中小企業団体中央会	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル内	059(228)5195
富山県中小企業団体中央会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル内	076(424)3686
石川県中小企業団体中央会	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館内	076(267)7711
福井県中小企業団体中央会	910-0005	福井市大手3-7-1 織協ビル内	0776(23)3042
滋賀県中小企業団体中央会	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21内	077(511)1430
京都府中小企業団体中央会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内	075(314)7131
奈良県中小企業団体中央会	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内	0742(22)3200
大阪府中小企業団体中央会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか内	06(6947)4370
兵庫県中小企業団体中央会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館内	078(331)2045
和歌山県中小企業団体中央会	640-8152	和歌山市十番丁19 Wajima十番丁内	073(431)0852
鳥取県中小企業団体中央会	680-0845	鳥取市富安1-96 中央会館内	0857(26)6671
島根県中小企業団体中央会	690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館内	0852(21)4809
岡山県中小企業団体中央会	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館内	086(224)2245
広島県中小企業団体中央会	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル内	082(228)0926
山口県中小企業団体中央会	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館内	083(922)2606
徳島県中小企業団体中央会	770-8550	徳島市南末広町5-8-8' 徳島経済産業会館内	088(654)4431
香川県中小企業団体中央会	760-8562	高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館内	087(851)8311
愛媛県中小企業団体中央会	791-1101	松山市久米窪田町337-1' テクノプラザ愛媛内	089(955)7150
高知県中小企業団体中央会	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館内	088(845)8870
福岡県中小企業団体中央会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター内	092(622)8780
佐賀県中小企業団体中央会	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル内	0952(23)4598
長崎県中小企業団体中央会	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館内	095(826)3201
熊本県中小企業団体中央会	860-0801	熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館内	096(325)3255
大分県中小企業団体中央会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館内	097(536)6331
宮崎県中小企業団体中央会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館内	0985(24)4278
鹿児島県中小企業団体中央会	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館内	099(222)9258
沖縄県中小企業団体中央会	900-0011	那覇市字上之屋303-8 沖縄県中小企業会館内	098(860)2525